



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知・4件（道路管理課） 1
- 県民広場地下駐車場の利用料金の承認（道路管理課） 2

公 告

- 予算の公表（財政課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） 4

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 5
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施 11
- 障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施 17

告 示

沖縄県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 豊見城市字翁長から糸満市字阿波根地内まで
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年7月30日から平成31年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字潮平地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年9月25日から平成31年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字兼城地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年10月1日から平成31年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年7月28日から平成31年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

沖縄県告示第167号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第9条第4項の規定により、次のとおり県民広場地下駐車場の利用料金を承認した。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 利用料金の適用年月日 平成31年4月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 普通駐車

区分		利用料金の額
時間内駐車	二輪車	1台1時間までは100円、1時間を超える30分までごとにつき50円とし、1回の利用につきこれらの合計額が400円を超えるときは400円
	四輪車	1台1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき150円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,200円を超えるときは1,200円
時間外駐車	二輪車	1台1泊につき350円
	四輪車	1台1泊につき1,050円

(2) 定期駐車券による駐車（時間内駐車に限る。）

区分	利用料金の額
二輪車	1台1月につき7,000円
四輪車	1台1月につき21,000円
二輪車	1台土曜日及び日曜日を除く1月につき5,500円
四輪車	1台土曜日及び日曜日を除く1月につき16,000円

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成31年3月27日県議会の議決を経た平成31年度沖縄県一般会計予算、平成31年度沖縄県特別会計予算及び平成31年度沖縄県企業会計予算の要領

を別冊のとおり公表する。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月18日 沖縄県指令土第578号、平成31年3月8日 沖縄県指令土第201号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度内間原84番及び85番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町3丁目199番地2 社会福祉法人わかめ福祉会 理事長 饒平名勝彦
- 5 検査済証番号 平成31年3月25日 第4548号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月18日 沖縄県指令土第778号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間964番10の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間965番地4 仲松将章
- 5 検査済証番号 平成31年3月26日 第4549号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月21日 沖縄県指令土第496号、平成31年2月20日 沖縄県指令土第131号（変更）、平成31年3月7日 沖縄県指令土第189号（変更）、平成31年3月26日 沖縄県指令土第294号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字嶺井大那原392番ほか14筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市佐敷字新里1870番地 南城市長 瑞慶覧長敏
- 5 検査済証番号 平成31年3月27日 第4550号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月26日 沖縄県指令土第925号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数前原238番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川4丁目14番11号 新田誠勇、豊見城市字豊見城78番地mansionR7 102号 外間浩弥
- 5 検査済証番号 平成31年3月27日 第4551号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年4月23日 沖縄県指令南土第499号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原296番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根261番地 古堅宗武
- 5 検査済証番号 平成31年2月21日 N第924号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月19日 沖縄県指令南土第150号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字上与那原田原488番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 鳥取県米子市榎原1889番地6 社会福祉法人尚徳福祉会 理事長 谷本要
- 5 検査済証番号 平成31年2月22日 N第925号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月5日 沖縄県指令南土第651号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原233番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数78番地まるみマンション303号 高良肇
- 5 検査済証番号 平成31年2月27日 N第926号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月13日 沖縄県指令南土第711号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原81番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市泊2丁目19番地8 マンションきくさと203 金城善哉、那覇市泊2丁目19番地8 マンションきくさと203 金城涼子
- 5 検査済証番号 平成31年3月4日 N第927号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月7日 沖縄県指令南土第754号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里130番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原123番地5 グリーンビュー3-A 守屋誠一、八重瀬町字屋宜原123番地5 グリーンビュー3-A 守屋紀枝
- 5 検査済証番号 平成31年3月7日 N第928号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月9日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月19日 沖縄県指令南土第20号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山後原11番1及び12番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1282番地1 K G マンション2-B 中曾根伸哉
- 5 検査済証番号 平成31年3月8日 N第929号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月22日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成31年4月9日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
	行政 I	40名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心 理	若干名	
	社 会 福 祉	8名程度	
	電 気	若干名	
	機 械	6名程度	

上 級	土 木	11名程度	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	建 築	若干名	
	化 学	5名程度	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	10名程度	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
	病 院 事 務	20名程度	
警 察 事 務	6名程度	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。	
中 級	県立学校事務Ⅰ	8名程度	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務Ⅱ	6名程度	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	8名程度	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土 木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限ります。

2 「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

3 採用予定数については、変更になる場合があります。

4 「行政Ⅰ」、「病院事務」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」及び「一般事務」の試験区分については、点字による受験が可能です。

点字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局に連絡してください。

5 「市町村立学校事務」の試験区分で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

種 類	試 験 区 分	要 件
上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者

年 齢			又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成32年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成32年3月までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることにはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試 験	種 類	日 時	試 験 地
第1次試験	上 級	6月23日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 宮古島市 石垣市
	中 級	9月29日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 宮古島市 石垣市
	初 級	9月29日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（一般事務及び警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木及び農業土木）	名護市 宜野湾市 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	7月中旬から8月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月中旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注1 第1次試験の試験地は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験申込み後に沖縄県人事委員会が交付する受験票で確認してください。

2 点字による受験を希望する方は、試験時間が一部異なります。また、試験地を指定する場合があります。

3 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。なお、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

種 類	試 験	試験種目 (配点)	内 容	
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)	
	第2次試験	口述試験	個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、論文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
			集団討論 (30)	個別面接を補完し、多角的かつ総合的な人物評価を行うため集団討論による試験を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)	
中 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)	
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、論文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。	
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)	
初 級	第1次試験	教養試験(全試験区分) (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	
		専門試験(土木及び農業土木) (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)	
	第2次試験	口述試験	一般事務及び警察事務(60) 土木及び農業土木(120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
		作文試験	一般事務及び警察事務(30) 土木及び農業土木(60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、「配点」を超える場合があります。

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となります。
- 3 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	<p>沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号 (098) 866-2545]</p> <p>名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (0980) 52-2170]</p> <p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル5階] [電話番号 (052) 263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県人事委員会事務局ホームページ (http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「(上級・中級・初級) 試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号240mm×332mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 持参又は郵送で申し込む場合

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月19日(金曜日)	6月24日(月曜日)
受付期間	5月7日(火曜日)から5月20日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	7月8日(月曜日)から7月22日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
受付時間	9時00分から17時15分まで(12時から13時までの間を除く。)	
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申込方法	<p>○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した顔写真(縦約4cm・横約3cm)と62円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込先宛での封筒(角形2号240mm×332mm)の表に「(上級・中級・初級) 試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封し、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、受付期間最終日までの消印のあるものに限り、受け付けます。</p> <p>○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出(同封)してください。</p> <p>上級「社会福祉」：社会福祉士登録証の写し(社会福祉主事の場合は、当該任用資格を証明する書類)</p> <p>中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</p>	
	受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、上級試験について	

受 験 票 の 交 付	は6月中旬に、中級試験及び初級試験については9月中旬に受験票を郵送しますので、試験当日に持参してください。試験日の6日前（当該日が休日の場合は5日前）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。
注 意 事 項	車椅子での受験など特別の対応を必要とする方や、点字又は拡大文字による受験を希望する方は、申込み前に必ず沖縄県人事委員会事務局に連絡してください。

(3) インターネットで申し込む場合

	上 級	中 級 ・ 初 級
受 付 期 間	5月7日（火曜日）から5月16日（木曜日）まで	7月8日（月曜日）から7月18日（木曜日）まで
受 付 時 間	24時間（ただし、受付期間初日は9時00分から）	
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）にアクセスし、「電子申請の操作手順」に従って入力してください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○申込手続は、「利用者情報登録」と「受験申込み」の2段階になっています。「利用者情報登録」だけでは受験申込みは完了しません。</p> <p>①利用者情報登録（利用者IDの取得及びパスワードの設定） ※登録されたメールアドレス宛てに「登録アドレス確認メール」及び「利用者情報お知らせメール」が送信されます。</p> <p>②取得した利用者IDによる受験申込み ※申込み前3か月以内に撮影した顔写真の電子データ（画像ファイル）を添付してください。 ※次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等の電子データ（PDFや画像ファイル）を添付してください。 上級「社会福祉」：社会福祉士登録証の写し（社会福祉主事の場合は、当該任用資格を証明する書類） 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類 ※申込み後、登録されたメールアドレス宛てに「到達通知メール」が送信されます。</p>	
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、上級試験については6月中旬に、中級試験及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷して試験当日に持参してください。試験日の6日前（当該日が休日の場合は5日前）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	
注 意 事 項	<p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方や、点字又は拡大文字による受験を希望する方は、申込み前に必ず沖縄県人事委員会事務局に連絡してください。</p>	

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上 級	中 ・ 初 級	
第1次試験合格者	7月3日（水曜日）	10月11日（金曜日）	<p>沖縄県人事委員会事務局ホームページ（http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html）に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（県庁行政棟2階）の掲示板に掲載します。また、合格者には、後日、郵送により通知します。</p>
最終合格者	8月中旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は、人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成32年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成31年4月1日現在、次の表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	180,700円（研究職194,000円）
中 級	161,300円
初 級	148,600円

9 その他

各試験の詳細について、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成31年4月9日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	21名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	10名程度	
警察官A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（男性）	沖 縄 県	21名程度	
	警視庁（東京都）	2名	
	千 葉 県	2名	
警察官B（女性）	沖 縄 県	10名程度	
警察官B（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 受験資格

- (1) 年齢及び学歴

	都 県 名	年 齢	学 歴

警察官 A	沖縄県	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者	次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 沖縄県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁 (東京都)	昭和59年7月16日から平成10年4月1日までに生まれた男性	次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 大学卒業程度の学力を有する者
	千葉県	昭和61年4月2日以降に生まれた男性	次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 千葉県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官 B	沖縄県	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者	次のいずれにも該当しない者 (1) 大学を卒業した者又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 沖縄県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁 (東京都)	昭和59年10月22日から平成14年4月1日までに生まれた男性	次のいずれかに該当する者 (1) 高校を卒業した者又は平成32年3月までに高校を卒業する見込みの者 (2) 高校卒業程度の学力を有する者
	千葉県	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性	次のいずれにも該当しない者 (1) 大学を卒業した者又は平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 千葉県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

注1 大学とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは同法に規定する高等学校をいう。

2 「高度専門士」の称号を取得又は平成32年3月までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成32年3月までに卒業する見込みの者は、警察官Aの受験資格となり警察官Bでの受験はできません（詳細は、沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。

(2) 「武道指導」の試験区分を受験する者は、(1)のほかに次の受験資格が必要となります。

警察官 A	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において3段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績を挙げた者
警察官 B	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において2段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績を挙げた者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者

(7) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試験	試験種目	日	時	試験地
----	------	---	---	-----

警察官 A	第1次試験	体力検査 I	7月13日（土曜日）	うるま市
		教養試験	7月14日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	那覇市
	第2次試験	8月上旬から8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		
警察官 B	第1次試験	体力検査 I	10月19日（土曜日）	うるま市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月20日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市
	第2次試験	11月中旬から12月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		

注1 第1次試験の試験地は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験申込み後に沖縄県人事委員会が交付する受験票で確認してください。なお、体力検査 I の開始時刻も受験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者及び「武道指導」の試験区分の受験者は、体力検査 I の試験種目は実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とします。なお、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官 A	警察官 B
第1次試験	体力検査 I	職務遂行に必要な持久力についての検査（20mシャトルラン）を行います。	
	教養試験 (100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による高校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
第2次試験 (沖縄県のみ)	論作文試験 (30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
	口述試験 (90)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、論作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。	
	身体検査	既往歴、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査 II	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査（腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし）を行います。	
	資格加点 (6)	「武道指導」の試験区分以外について、「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
武道検査 (100)	「武道指導」の試験区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、各都県により異なる場合がありますので、詳細は、各都県

にお問い合わせください。

- 2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います（「武道指導」の試験区分を除く。）。
- 3 第1次試験における教養試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、「配点」を超える場合があります。

$$\text{得点（標準点）} = \frac{\text{各受験者の粗点（正解数）} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となります（資格加点を除く。）。

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準（沖縄県）

試験種目	検査種目 (検査項目)	合格基準	
		男性・武道指導（男性）	女性・武道指導（女性）
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回（2秒に1回）	10回（2秒に1回）
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
身体測定	諸関節機能	身体の諸機能が健全であること。	
身体検査	聴力	正常であること。	
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査Ⅰは、「武道指導」の試験区分を除く。

- 2 体力検査Ⅱでは、3種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。
- 3 警視庁及び千葉県身体基準は、次のとおりです。詳細は、各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身長	体重	視力	色覚	聴力	その他
警視庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 である こと。	おおむね 48kg以上 である こと。	裸眼視力が両眼とも0.6以上 又は矯正視力が両眼とも1.0 以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がない こと。		身体の運動機能が 警察官としての職 務遂行に支障がない こと。
千葉県	おおむね 160cm以上 である こと。	おおむね 47kg以上 である こと。	両眼とも裸眼視力が0.6以上 であること又は両眼とも矯 正視力が1.0以上である こと。	職務遂行上支障がない こと。		職務遂行上必要な 筋力、敏しょう 性、瞬発力等がある こと。

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ、証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分		資 格 等
語 種	英 語	①実用英語技能検定（英検） 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT：460点以上、iBT：48点以上 ④国際連合公用語英語検定（国連英検） C級以上
	中国語	①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上

学		③中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
	韓国語	①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿記		①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上
情報処理		情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格
武 道	柔 道	講道館が認定する初段以上
	剣 道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
	空 手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派（少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系及び上地流系）が認定する初段以上

注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限り、ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したものに限り、有効とします。

2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。

3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事第二係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話番号(098)862-0110(内線)2665]及び沖縄県内各警察署
ダウンロードで入手する方法	沖縄県人事委員会事務局ホームページ(http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html)から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事第二係宛ての封筒の表に「(警察官A・警察官B)採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号240mm×332mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 持参又は郵送で申し込む場合

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月19日(金曜日)	6月24日(月曜日)
受 付 期 間	4月19日(金曜日)から5月20日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)	6月24日(月曜日)から7月22日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
受 付 時 間	9時30分から18時15分まで	
申 込 先	沖縄県警察本部警務課人事第二係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]及び沖縄県内各警察署	
申 込 方 法	<p>○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した顔写真(縦約4cm・横約3cm)と62円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事第二係又は沖縄県内各警察署に提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事第二係宛ての封筒(角形2号240mm×332mm)の表に「(警察官A・警察官B)採用試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封し、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、受付期間最終日までの消印のあるものに限り、受け付けます。</p> <p>○次の試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出(同封)してください。</p> <p>警察官A(武道指導)：3段以上を証明する書類の写し及び競技会におい</p>	

	て優秀な成績を挙げたことを証明する書類の写し 警察官 B（武道指導）：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績を挙げたことを証明する書類の写し
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、警察官 A採用試験については7月上旬に、警察官 B採用試験については10月上旬に受験票を郵送しますので、試験当日に持参してください。試験日の5日前（休日の場合は4日前）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。

(3) インターネットで申し込む場合

	警 察 官 A	警 察 官 B
受 付 期 間	4月19日（金曜日）から5月16日（木曜日）まで	6月24日（月曜日）から7月18日（木曜日）まで
受 付 時 間	24時間（ただし、受付期間初日は9時00分から）	
申 込 方 法	<p>○沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（下記URL）にアクセスし、「電子申請の操作手順」に従って入力してください。 http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300463/</p> <p>○申込手続は、「利用者情報登録」と「受験申込み」の2段階になっています。「利用者情報登録」だけでは受験申込みは完了しません。</p> <p>①利用者情報登録（利用者IDの取得及びパスワードの設定） ※登録されたメールアドレス宛てに「登録アドレス確認メール」及び「利用者情報お知らせメール」が送信されます。</p> <p>②取得した利用者IDによる受験申込み ※申込み前3か月以内に撮影した顔写真の電子データ（画像ファイル）を添付してください。 ※次の試験区分で申し込む場合は、証明書等の電子データ（PDFや画像ファイル）を添付してください。</p> <p>警察官 A（武道指導）：3段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績を挙げたことを証明する書類の写し</p> <p>警察官 B（武道指導）：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績を挙げたことを証明する書類の写し</p> <p>※申込み後、登録されたメールアドレス宛てに「到達通知メール」が送信されます。</p>	
受 験 票 の 発 行	受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、警察官 A採用試験については7月上旬に、警察官 B採用試験については10月上旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷して試験当日に持参してください。試験日の5日前（当該日が休日の場合は4日前）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	
注 意 事 項	予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。	

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上 級	中・初 級	
第1次試験合格者	7月26日（金曜日）	11月1日（金曜日）	沖縄県人事委員会事務局ホームページ（ http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html ）に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（県庁行政棟2階）、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示します。また、合格者には、後日、郵送により通知します。
最終合格者	9月上旬	11月中旬	

注 警視庁又は千葉県の場合は、後日、各都県から通知があります。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登録されます。警察本部長は、人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成32年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成31年10月1日付けで採用される場合もあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- (7) 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- (1) 初任給は、平成31年4月1日現在、次の表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官A	206,900円	252,100円	241,550円
警察官B	171,200円	212,700円	206,060円

- (2) 警視庁については平成31年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたもの（100円未満切り捨て）で、千葉県については平成31年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。
- (3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、研修成績が優秀等の場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細について、別に試験案内を配布します。

障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成31年4月9日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	採用予定数	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で次に掲げる手帳等の交付を受けているもの
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であるこ

との判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

注 上記の手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。特に、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には、日本の国籍を有することが必要です。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試 験 地	試 験 会 場
第1次試験	10月20日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県立北部農林高校
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山警察署
第2次試験	11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注1 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験申込み後に沖縄県人事委員会が交付する受験票で確認してください。

2 点字による受験を希望する方は、試験時間が一部異なります。また、試験地を指定する場合があります。

3 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。なお、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

試 験	試験種目 (配点)	内 容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）

注1 第1次試験における教養試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、「配点」を超える場合があります。

$$\text{得点（標準点）} = \frac{\text{各受験者の粗点（正解数）} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格とな

ります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	<p>沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号 (098) 866-2545]</p> <p>名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (0980) 52-2170]</p> <p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル5階] [電話番号 (052) 263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県人事委員会事務局ホームページ (http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「選考試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号240mm×332mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 持参又は郵送で申し込む場合

試験案内等配布開始日	6月24日（月曜日）
受付期間	7月8日（月曜日）から7月22日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
受付時間	9時00分から17時15分まで（12時から13時までの間を除く。）
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]
申込方法	<p>○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した顔写真（縦約4cm・横約3cm）と62円切手を所定のところに貼って提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込み先宛での封筒（角形2号240mm×332mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封し、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り、受け付けます。</p> <p>○2(1)に掲げる手帳等の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。</p>
受験票の交付	<p>受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、10月上旬に受験票を郵送しますので、試験当日に持参してください。試験日の5日前（火曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>
注意事項	<p>点字による受験を希望する方は、申込み前に必ず沖縄県人事委員会事務局に連絡してください。</p>

(3) インターネットで申し込む場合

受付期間	7月8日（月曜日）から7月18日（木曜日）まで
------	-------------------------

受 付 時 間	24時間（ただし、受付期間初日は9時00分から）
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）にアクセスし、「電子申請の操作手順」に従って入力してください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○申込手続は、「利用者情報登録」と「受験申込み」の2段階になっています。「利用者情報登録」だけでは受験申込みは完了しません。</p> <p>①利用者情報登録（利用者IDの取得及びパスワードの設定） ※登録されたメールアドレス宛てに「登録アドレス確認メール」及び「登録アドレス確認メール」が送信されます。</p> <p>②取得した利用者IDによる受験申込み ※申込み前3か月以内に撮影した顔写真の電子データ（画像ファイル）及び2(1)に掲げる手帳等の写しの電子データ（PDFや画像ファイル）を添付してください。 ※申込み後、登録されたメールアドレス宛てに「到達通知メール」が送信されます。</p>
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査等の結果、申込内容に不備等がなければ、10月上旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷して試験当日に持参してください。試験日の5日前（火曜日）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>
注 意 事 項	<p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○点字による受験を希望する方は、申込み前に必ず沖縄県人事委員会事務局に連絡してください。</p>

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	11月1日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局ホームページ (http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html) に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（県庁行政棟2階）の掲示板に掲示します。また、合格者には、後日、郵送により通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は、採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与

初任給は、平成31年4月1日現在、144,100円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

試験の詳細について、別に試験案内を配布します。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成31年度沖縄県一般会計予算、平成31年度沖縄県特別会計予算及び平成31年度沖縄県企業会計予算の要領

平成31年度沖繩県一般会計予算

平成31年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ734,945,000千円と定める。
- 2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)
- 第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることをできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
- (地方債)
- 第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額	千円
1	1 県	税		131,167,000	
			1 県民税	44,957,000	
			2 事業税	29,467,000	
			3 地方消費税	24,824,000	
			4 不動産取得税	4,161,000	
			5 県たばこ税	1,873,000	
			6 ゴルフ場利用税	779,000	
			7 自動車取得税	802,000	
			8 軽油引取税	7,795,000	
			9 自動車税	15,434,000	
			10 鉱区税	7,000	
			11 狩猟税	2,000	
			12 石油価格調整税	1,028,000	
			13 産業廃棄物税	38,000	
2	2 地方消費税清算金			49,687,081	
3	3 地方譲与税			49,687,081	
			1 地方消費税清算金	24,056,415	
			1 地方法人特別譲与税	23,229,000	
			2 地方揮発油譲与税	575,055	
			3 石油ガス譲与税	24,000	
			4 自動車重量譲与税	75,638	
			5 航空機燃料譲与税	152,722	
4	4 市町村たばこ税県交付金			507,954	
5	5 地方特例交付金			507,954	
6	6 地方交付税			507,000	
			1 地方特例交付金	507,000	
				210,100,000	
			1 地方交付税	210,100,000	
7	7 交通安全対策特別交付金			356,900	
			1 交通安全対策特別交付金	356,900	

款	項	金額
8 分担金及び負担金		714,629 千円
	1 分担金	87,009
	2 負担金	627,620
9 使用料及び手数料		15,762,334
	1 使用料	13,200,822
	2 手数料	233,146
	3 証紙収入	2,328,366
10 国庫支出金		193,901,986
	1 国庫負担金	46,604,921
	2 国庫補助金	145,233,709
	3 委託金	2,063,356
11 財産収入		4,779,931
	1 財産運用収入	1,540,824
	2 財産売却収入	3,239,107
12 寄附金		41,814
	1 寄附金	41,814
13 繰入金		28,201,714
	1 特別会計繰入金	939,324
	2 基金繰入金	27,262,390
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		29,248,341
	1 延滞金、加算金及び過料	301,373
	2 県預金利子	20,153
	3 公営企業貸付金元利収入	205,000
	4 貸付金元利収入	17,793,997
	5 受託事業収入	708,834
	6 収益事業収入	5,035,703
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	5,183,181
16 県債		45,911,900
	1 県債	45,911,900
歳入合計		734,945,000

歳出	款	項	金額
1 議会	議会費	1 議会費	1,454,192 千円
2 総務	総務費	1 総務管理費	1,454,192
		2 企画管理費	67,226,892
		3 徴税費	18,356,935
		4 市町村振興費	12,589,950
		5 選挙費	5,539,377
		6 防災費	25,467,150
		7 統計調査費	814,160
		8 人事委員会費	3,433,986
		9 監査委員費	652,628
3 民生	民生費	1 社会福祉費	177,956
		2 児童福祉費	194,750
		3 生活保護費	116,762,263
		4 災害救助費	71,142,483
4 衛生	衛生費	1 公衆衛生費	36,543,626
		2 環境衛生費	9,002,263
		3 環境保全費	73,891
		4 保健所費	36,921,655
		5 医薬費	15,792,364
		6 保健衛生費	1,944,354
5 労働	労働費	1 労働政費	2,743,689
		2 職業訓練費	2,112,725
		3 労働委員会費	6,363,381
		1 労働政費	7,965,142
		2 職業訓練費	2,994,769
		3 労働委員会費	1,784,825
			1,075,825
			134,119

款	項	金額
6 農林水産業費		55,231,146 千円
	1 農業費	19,392,946
	2 畜産業費	3,223,864
	3 農地費	23,260,177
	4 林業費	1,771,300
7 商工費		7,582,859
		35,197,889
	1 商業費	4,259,782
	2 工鉱業費	25,025,519
	3 観光費	5,912,588
8 土木費		83,006,167
		11,467,479
	1 土木管理費	27,834,141
	2 道路橋りょう費	7,269,926
	3 河川海岸費	10,940,059
9 警察費		13,013,880
		7,038,722
	1 住宅港費	5,441,960
	2 警察管理費	35,107,561
	3 警察活動費	32,096,616
10 教育費		3,010,945
		173,643,821
	1 教育総務費	16,549,942
	2 小學校費	53,245,439
	3 中學校費	32,303,363
	4 高等学校費	46,046,812
	5 特別支援学校費	18,375,032
	6 社会教育費	2,520,695
	7 保健体育費	1,761,355
	8 大學生費	2,841,183

款	項	金額
11 災害復旧費		3,981,894 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,846,175
	2 土木施設災害復旧費	1,974,042
	3 教育施設災害復旧費	161,677
	12 公債費	67,316,366
13 諸支出金	1 公債費	67,316,366
		55,900,385
	1 ゴルフ場利用税交付金	545,973
	2 自動車取得税交付金	533,595
	3 環境性能割交付金	229,098
	4 公営企業費	531,618
	5 財政調整基金積立金	8,112
	6 公営企業貸付金	2,000,000
	7 県有施設整備基金積立金	3,212,632
	8 利子割交付金	122,025
	9 配当割交付金	196,750
	10 株式等譲渡所得割交付金	170,085
	11 利子割精算金	764
	12 退職手当基金積立金	3,643
	13 減債基金積立金	13,045
	14 地域振興基金積立金	237
	15 地方消費税交付金	24,968,768
	16 地方消費税清算金	23,361,494
	17 特別会計等繰出金	2,546
	14 予備費	200,000
	1 予備費	200,000
	歳出合計	734,945,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
「沖縄県公文書館」指定管理料	平成32年度	6,599
賦課徴収委託事業費 (県税収納事業)	平成32年度	18,328
賦課徴収システム運営事業費	平成32年度から 平成36年度まで	522,588
公有財産管理費	平成32年度から 平成33年度まで	44,550
「沖縄ライフサイエンス研究センター」指定管理料	平成32年度	200
電子自治体推進事業費	平成32年度から 平成36年度まで	1,358,813
「沖縄県平和創造の森公園」指定管理料	平成32年度から 平成34年度まで	1,845
医学臨床研修事業費	平成32年度から 平成33年度まで	医学臨床研修プログラム経費に 関する沖縄県とハワイ大学との 契約額122,771千円に為替相場 変動に伴う額を加えた額を限度 とする。
看護大学運営費	平成32年度	116
農業近代化資金等利子補給金	平成32年度から 平成46年度まで	31,983
経営体育成資金融通等利子補給金	平成32年度から 平成38年度まで	1,122

事項	期間	限度額
平成31年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成31年度から 平成41年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額20,888千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
特殊病虫害特別防除費	平成32年度	215,325
中央家畜保健衛生所移転整備事業	平成32年度	604,130
「沖縄県民の森」指定管理料	平成32年度から 平成34年度まで	1,473
漁業近代化資金利子補給金	平成32年度から 平成51年度まで	27,263
漁業災害対策特別資金利子助成金	平成32年度から 平成38年度まで	370
「航空機整備施設」指定管理料	平成32年度から 平成34年度まで	2,607
「うるま地区内賃貸工場等」指定管理料	平成32年度から 平成34年度まで	1,810
県融資制度損失補償	平成31年度から 平成50年度まで	365,023
機械類貸与事業損失補償	平成32年度から 平成43年度まで	53,200
沖縄IT津梁パーク企業集積施設整備事業	平成32年度から 平成46年度まで	35,429
アジアITビジネスセンター(仮称)整備事業	平成32年度	685,856

事 項	期 間	限 度 額
「沖繩 I T 津梁パーク施設」指 定 管 理 料	平成32年度	1,294
「沖繩情報通信センター」指 定 管 理 料	平成32年度から平成34年度まで	5,826
沖繩工芸産業振興拠点施設(仮称)整備事業	平成32年度から平成33年度まで	3,010,252
「沖繩バイオ産業振興センター」指 定 管 理 料	平成32年度から平成33年度まで	244
「沖繩健康バイオテクノロジー研究開発センター」指定管理料	平成32年度から平成34年度まで	2,100
公共職業能力開発事業費	平成32年度から平成33年度まで	137,027
「沖繩県立博物館・美術館」指 定 管 理 料	平成32年度	5,601
「奥武山総合運動場」指定管理料	平成32年度	3,500
沖繩振興交付金(道路街路課)(国道449号(本道北道路))	平成32年度	370,000
沖繩振興交付金(道路街路課)(石垣空港線)	平成32年度	610,000
包括的 道路維持管理費	平成32年度	5,814
道路新設改良費(港湾課)	平成32年度	971,000
沖繩振興公共投資交付金(河川)	平成32年度	2,140

事 項	期 間	限 度 額
「宜野湾港マリーナ」指定管理料	平成32年度から平成34年度まで	201
空港管理運営費	平成32年度	122,000
「てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場」指定管理料	平成32年度から平成33年度まで	40,300
「奥武山公園(コミュニケーションセンター)」指定管理料	平成32年度	7,089
「県営首里城公園」指定管理料	平成32年度から平成34年度まで	8,808
「奥武山公園」指定管理料	平成32年度	926
「中城公園」指定管理料	平成32年度	463
公営住宅建設費(南風原第二団地2期)	平成32年度	16,592
公営住宅建設費(大謝名団地3期)	平成32年度	1,537,375
住宅市街地総合整備費	平成32年度	14,814
企画管理費(教育情報ネットワーク推進事業)	平成32年度	13
企画管理費(教育情報化推進事業)	平成32年度から平成36年度まで	142,880
人材育成推進費(県外進学大学生支援事業)	平成32年度から平成37年度まで	87,360

事 項	期 間	限 度 額
教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校)	平成32年度から 平成36年度まで	779,900
特別支援学校編成整備事業	平成32年度	96,519
学校建設費(高等学校)	平成32年度	284,162
施設整備費(特別支援学校)	平成32年度	4,452,047
学校環境整備費	平成32年度から 平成36年度まで	324,460
沖縄県実習船代船建造事業	平成32年度	1,796,326
図書館情報システム整備事業	平成32年度から 平成35年度まで	4,059
「沖縄県立名護青少年の家」 指 定 管 理 料	平成32年度から 平成34年度まで	2,220
「沖縄県立糸満青少年の家」 指 定 管 理 料	平成32年度から 平成34年度まで	2,424
「沖縄県立石川青少年の家」 指 定 管 理 料	平成32年度から 平成35年度まで	2,992
「沖縄県立玉城青少年の家」 指 定 管 理 料	平成32年度から 平成35年度まで	3,112
情報管理費	平成32年度から 平成36年度まで	406,854
捜査第一活動費	平成32年度から 平成38年度まで	337,800

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	千円 234,600	(借入方法) 借入方法	年5%以内	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。
沖縄振興特別推進交付金事業	1,234,700	証券発行又 は証券発行による。	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。	償還方法は、元利均等、 元金均等等による。
那覇空港整備促進事業費	48,200	発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。	ただし、財政の都合に より、据置期間中であつ ても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借 り換えることができる。	
テレビ放送運営事業費	25,000			
通信施設改修事業	16,100			
通信施設維持管理事業	13,900			
老人福祉施設整備事業	442,800			
社会福祉施設整備事業	142,200			
児童福祉施設等整備事業	3,200			
公共事業等	13,429,900			
公共関係事業推進費	142,100			
具志川職業能力開発校 本館建築事業	52,000	(借入時期) 平成31年度。		
沖縄県立駐留軍従業員健康 福祉センター解体撤去事業	10,300	ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することができる。		
家畜衛生試験場移転整備事業	98,800			
中央家畜保健衛生所 移転整備事業	431,700			
一般補助施設 整備等事業(単独)	350,800			
沖縄工業振興拠点施設 (仮称)整備事業	14,100			
国際物流拠点産業集積地域 うるま地区対策事業	39,500			
県営住宅建設事業	1,135,900			
県単道路整備事業	229,500			

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
県単河川等整備事業	1,304,600			
県単離島空港整備事業	383,000			
マダグワロー再生支援事業	238,100			
ダム改修事業	46,000			
港湾長寿命化事業	233,100			
警察庁舎等施設整備事業	703,800			
交通安全施設整備事業	454,700			
高等学校施設整備事業	2,864,800			
特別支援学校施設整備費	1,311,800			
社会体育施設整備事業	130,100			
実習船建造事業	212,000			
芸術大学施設整備事業	236,400			
中学校施設整備事業	122,900			
社会教育施設整備事業	29,000			
教職員住宅耐震等対策事業費	98,100			
県外学生寮改修等事業	16,600			
教育センター空調更新事業	33,000			
災害復旧事業	878,600			
臨時財政対策債	18,520,000			
合計	45,911,900			

平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入 金		189 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	189
2	繰 越 金		44,807
		1 繰 越 金	44,807
3	諸 収 入		13,394
		1 貸 付 金 元 利 収 入	12,738
		2 雑 入	656
歳 入 合 計			58,390

歳 出		項 目	金 額
1	農 林 水 産 業 費		45,652 千円
		1 農 業 費	45,652
2	公 債 費		8,492
		1 公 債 費	8,492
3	繰 出 金		4,246
		1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計			58,390

平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,168,089千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金		778,906 千円
	繰越金	繰越金	778,906
2 諸収入	収入		389,183
	収入	1 貸付金元利収入	389,183
歳 入		合 計	1,168,089
歳 出		項 目	金 額
1 商工費	費用		916,017 千円
	費用	1 商業費	916,017
2 公債費	費用		252,072
	費用	1 公債費	252,072
歳 出		合 計	1,168,089

平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	越 金		120,422 千円
		1 繰越金	120,422
2 諸収入	収 入		279,743
		1 貸付金元利収入	279,743
歳 入		合 計	400,165
歳 出		項 目	金 額
1 中小企業振興費	業 振 興 費		400,165 千円
		1 中小企業振興費	400,165
歳 出		合 計	400,165

平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成31年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	使用料及び手数料	1	使用料	33,039 千円
			2	国庫補助金
3	財産収入	1	財産運用収入	3,204
			2	財産売却収入
4	繰入金	1	一般会計繰入金	361,334
			繰越金	1
6	諸収入	1	繰越金	1
			雑収入	880
7	県債	1	雑債	880
			果債	194,300
歳入合計				613,818
歳出		款	項	金額
1	土木費	1	空港費	612,091 千円
			2	公債費
歳出合計				613,818

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下地島空港整備事業	194,300 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	194,300	(借入時期) 平成31年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成31年度沖繩県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度沖繩県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,254千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		53,241
			千円
2 繰 越 金	1 繰 越 金		1
			千円
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入		97,812
		2 雑 入	96,921
4 県 債	1 県 債		99,200
			99,200
歳 入 合 計			250,254
歳 出		項	金 額
1 民 生 費	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		250,254
			千円
歳 出 合 計			250,254

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	千 円 99,200	証 書 借 入	無 利 子	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 (昭 和 39 年 法 律 第 129 号) に 定 め る と ころ に よ る。
合 計	99,200			

平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成31年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,114,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

歳入	款	項	金額
1	分担金及び負担金		5,928,525 千円
		1 負担金	5,928,525
2	使用料及び手数料		715
		1 使用料	715
3	国庫支出金		4,443,200
		1 国庫補助金	4,443,200
4	財産収入		96,173
		1 財産運用収入	1,028
		2 財産売却収入	95,145
5	繰入金		922,804
		1 一般会計繰入金	922,804
6	繰越金		672,045
		1 繰越金	672,045
7	諸収入		142
		1 雑収入	142
8	果債		1,050,900
		1 果債	1,050,900
	歳入	合計	13,114,504
歳出	款	項	金額
1	土木費		11,663,718 千円
		1 都市計画費	11,663,718
2	公債費		1,425,786
		1 公債費	1,425,786
3	予備費		25,000
		1 予備費	25,000
	歳出	合計	13,114,504

事項	項	期間	限度額
	中部流域下水道建設費	平成32年度	538,000 千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 1,050,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を直し後の利率に計算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行なった後においてはその見直し後の利率)は、当該見直し後の利率)を直し後の利率)に計算した金額とすることができる。	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	1,050,900	(借入時期) 平成31年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 財 産 収 入	金	1 財 産 運 用 収 入	20,962 千円
		1 繰 越 収 入	20,962
2 繰 越 収 入	金	1 繰 越 収 入	148,072
		1 繰 越 収 入	148,072
3 諸 収 入	金	1 繰 越 収 入	23
		1 繰 越 収 入	23
歳 入 合 計			169,057
歳 出		項 目	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費	費	1 土 地 管 理 業 務 費	33,099 千円
		1 土 地 管 理 業 務 費	33,099
2 予 備 費	費	1 予 備 費	135,958
		1 予 備 費	135,958
歳 出 合 計			169,057

平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金		28,685 千円
		1 繰越金	28,685
2 諸収入	収入	1 県預金利子	42
		2 貸付金元利収入	12,473
		3 雑入	1,183
		歳入合計	42,383
歳 出		項 目	金 額
1 農林水産業費	水産業費		42,383 千円
		1 水産業費	42,383
歳出合計			42,383

平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ376,244千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		237,560 千円
		1 使用料	237,560
2	繰入金		67,733
		1 一般会計繰入金	67,733
3	繰越金		1
		1 繰越金	1
4	諸収入		70,950
		1 雑収入	70,950
歳 入		合 計	376,244
歳 出		項 目	金 額
1	中央卸売市場事業費		327,634 千円
		1 中央卸売市場事業費	327,634
2	公債費		48,610
		1 公債費	48,610
歳 出		合 計	376,244

平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入	金	1 繰入金	964 千円
		1 一般会計繰入金	964
2 繰越	金	1 繰越金	13,530
		1 繰越金	13,530
3 諸収	入	1 貸付金元利収入	1,470
		合計	15,964
歳入			
歳出	款	項	金額
		1 農林水産業費	15,964 千円
歳出	業費	1 林業費	15,964
		合計	15,964

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ515,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1 財産収入	入		1 財産運用収入	382,753 千円
			2 財産売却収入	33,026
2 繰越金	金		1 繰越金	349,727
			1 繰越金	1
3 諸収入	入		1 繰越金	1
			1 雑収入	42
4 果債	債		1 雑債	42
			1 果債	132,500
歳入		合計		132,500
歳出		合計		515,296
1 商工費	費		1 商工費	171,853 千円
			1 工業費	171,853
2 公債費	費		1 工業費	343,443
			1 公債費	343,443
歳出		合計		515,296

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業	44,900 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	44,900			

平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ595,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使	料	192,152
		金	192,152
		1 一般会計繰入金	93,208
		3 繰越金	3,171
2 繰越金	1 繰越	金	3,171
		4 果債	307,174
3 繰越金	1 繰越	金	307,174
		4 果債	595,705
歳 入		合 計	
歳 出		項	金 額
1 土木	1 港	費	99,438
		費	99,438
2 公債	1 公	費	496,267
		費	496,267
歳 出		合 計	595,705

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
「宜野湾港マリーナ」指定管理料	平成32年度から 平成34年度まで	千円 3,432

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 82,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成31年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	82,500			

平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ439,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		312,839 千円
		1 使用料	312,839
2	繰越金		1
		1 繰越金	1
3	諸収入		126,288
		1 延滞金、加算金及び過料	1
		2 雑収入	126,287
	歳 入	合 計	439,128
歳 出		項 目	金 額
1	商工費		427,628 千円
		1 商業費	427,628
2	公債費		11,500
		1 公債費	11,500
	歳 出	合 計	439,128

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
国際物流拠点産業集積地域那覇地区 管 理 運 営 費	平成32年度		1,706

千円

平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 財 産 収 入	款 收 入		104,910 千円
		1 財 産 運 用 収 入	104,910
2 繰 越 金	金		82,140
		1 繰 越 金	82,140
歳 入 合 計			187,050
歳 出		項 目	金 額
1 産 業 振 興 費	款 振 興 費		187,050 千円
		1 産 業 振 興 費	187,050
歳 出 合 計			187,050

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ582,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料	1 使用料	173,923 千円
		2 繰入金	173,923
2	繰入金	1 一般会計繰入金	352,171
3	繰越金	1 繰越金	8,058
4	県債	1 県債	8,058
歳 入 合 計			47,960
歳 入 合 計			582,112
歳 出		項 目	金 額
1	土木費	1 港湾費	358,834 千円
		2 公債費	358,834
2	公債費	1 公債費	223,278
歳 出 合 計			223,278
歳 出 合 計			582,112

平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 使用料及び手数料	金		43,981 千円
		1 使用料	43,981
2 繰入金	金		52,106
		1 一般会計繰入金	52,106
3 繰越金	金		40,029
		1 繰越金	40,029
4 県債	債		14,000
		1 県債	14,000
	歳入	合計	150,116
歳出	款	項	金額
1 土木費	費		70,197 千円
		1 港湾費	70,197
2 公債費	費		79,919
		1 公債費	79,919
	歳出	合計	150,116

第 2 表 債務負担行為

事項	項	期間	限度額
	「与那原マリーナ」指定管理料	平成32年度から平成35年度まで	3,224 千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 マ リ ン ・ タ ウ ン 整 備 事 業	千円 14,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を直し後の利率に計算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)。	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	14,000	(借入時期) 平成31年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 諸	収入		75,589 千円
		1 雑	75,589
歳入		合計	75,589
歳出		項	金額
1 土	木費		68,013 千円
		1 道路橋りょう費	68,013
2 公	債費		7,576
		1 公債費	7,576
歳出		合計	75,589

平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰越金	越金		86 千円
		1 繰越金	86
2 県債	債		331,960
		1 県債	331,960
	歳入	合計	332,046
歳出			
1 土木費	費		40,000 千円
		1 港湾費	40,000
2 公債費	費		292,046
		1 公債費	292,046
	歳出	合計	332,046

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業	159,600 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	159,600	(借入時期) 平成31年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成31年度沖繩県公債管理特別会計予算

平成31年度沖繩県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,279,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰入金	繰入金	繰入金	67,279,365 千円
		1 一般会計繰入金	67,279,365
2 県債	債	県債	11,000,000
		1 県債	11,000,000
歳入		合計	78,279,365
歳出		項	金額
1 公債	債費	公債費	78,279,365 千円
		1 公債費	78,279,365
歳出		合計	78,279,365

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 11,000,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をためるため必要金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率を直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	11,000,000			

平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,529,496千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	分担金及び負担金		49,504,871 千円
		1 負担金	49,504,871
2	国庫支出金		72,113,241
		1 国庫負担金	40,575,838
		2 国庫補助金	31,537,403
3	療養給付費等交付金		84,246
		1 療養給付費等交付金	84,246
4	前期高齢者交付金		22,524,238
		1 前期高齢者交付金	22,524,238
5	共同事業交付金		197,165
		1 共同事業交付金	197,165
6	財産収入		1,138
		1 財産運用収入	1,138
7	繰入金		13,104,597
		1 繰入金	13,104,597
	歳入合計		157,529,496
歳出	款	項	金額
1	民生費		157,511,996 千円
		1 社会福祉費	157,511,996
2	保健事業費		17,500
		1 保健事業費	17,500
	歳出合計		157,529,496

平成31年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 2,149 床
- (2) 年間患者数 1,419,129 人
- 入 院 654,396
- 外 来 764,733
- 病 院 707,700
- 診 療 所 57,033
- (3) 一日平均患者数
- 入 院 1,788 人
- 外 来 3,160
- 病 院 2,924
- 診 療 所 236

(4) 主要な建設改良事業

中部病院南病棟耐震改修工事 205,612 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあつては、一般会計から長期借入金2,000,000千円を借り入れる。

- 収入
- 第1款 病院事業収益 59,613,623 千円
- 第1項 医業収益 50,752,418
- 第2項 医業外収益 8,730,298
- 第3項 特別利益 130,907
- 支出
- 第1款 病院事業費用 60,815,460 千円
- 第1項 医業費用 59,212,534

第2項 医療外費用	884,972	
第3項 特別損失	707,954	
第4項 予備費 (資本的収入及び支出)	10,000	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額871,381千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)		
	入	出
第1款 資本的収入	7,866,314 千円	
第1項 企業債	6,097,100	
第2項 他会計負担金	1,569,725	
第3項 他会計補助金	34,119	
第4項 国庫補助金	165,369	
第5項 寄附金	1	
支		
第1款 資本的支出		8,737,695 千円
第1項 建設改良費		5,640,707
第2項 企業債償還金		2,896,983
第3項 他会計借入金償還金		200,003
第4項 無形固定資産		1
第5項 国庫補助返還金 (債務負担行為)		1
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
中部病院南病棟耐震改修工事	平成32年度	308,418 千円
八重山病院カルテ保管プレハブ整備事業	平成32年度から 平成40年度まで	27,126 千円
(企業債)		
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
1 起債の目的	県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入	
2 限度額	6,097,100千円	
3 起債の方法	証券借入又は証券発行	
	借入時期は、平成31年度中とする。ただし、事業その他の都合により、	

起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。			
4 利率	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		
5 償還の方法	据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等にて償還する。		
	ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。		
(一時借入金)			
第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。			
(予定支出の各項の経費の金額の流用)			
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。			
(1) 収益的支出における医療費用、医療外費用及び特別損失相互間の流用			
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用			
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。			
(1) 職員給与費	35,408,468 千円		
(他会計からの補助金)			
第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,908,557千円である。			
(たな卸資産購入限度額)			
第11条 たな卸資産の購入限度額は、11,778,120千円と定める。			
(重要な資産の取得及び処分)			
第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。			
	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	電子カルテシステム	3
	器械備品	医用画像情報システム	2
	器械備品	重症システム	1
	器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	1
	器械備品	注射薬自動抽出システム	1
	器械備品	血管撮影装置	1

平成31年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか24市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	152,487 千m ³
(3) 一日平均給水量	417 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	10,587,120 千円
イ 導送取水施設整備事業	4,644,325
ロ 水道広域化施設整備事業	3,990,349
ハ 北谷浄水場施設整備事業	1,952,446

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	30,148,096 千円
第1項 営業収益	17,041,126
第2項 営業外収益	12,948,005
第3項 特別利益	158,965
支 出	
第1款 水道事業費用	30,114,388 千円
第1項 営業費用	28,497,630
第2項 営業外費用	1,518,656
第3項 特別損失	93,102
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金299,376千円を除く。）が資本的支出額に對し不足する額5,104,673千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額301,314千円、過年度分損益勘定留保資金4,129,196千円及び減債積立金674,163千円で補てんするものとする。）。

収入	入
第1款 資 本 的 収 入	13,183,000 千円
第1項 企 業 補 助 金	2,718,700
第2項 国 庫 補 助 金	9,763,254
第3項 他 会 計 補 助 金	391,410
第4項 投 資 償 還 金	299,376
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	8,519
第6項 その他資本的収入	1,741
支出	
第1款 資 本 的 支 出	17,988,297 千円
第1項 建 設 改 良 費	13,891,560
第2項 企 業 債 償 還 金	4,061,832
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	34,905
(債務負担行為)	
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	
海水淡水化施設整備事業	平成32年度 1,922,915 千円
導 送 取 水 施 設 整 備 事 業	平成32年度から平成33年度まで 3,686,976 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成32年度から平成33年度まで 2,544,990 千円
名 護 浄 水 場 施 設 整 備 事 業	平成32年度から平成33年度まで 954,832 千円
水道広域化施設整備事業	平成32年度から平成33年度まで 7,314,228 千円
阿 嘉 水 道 施 設	平成32年度から平成34年度まで 21,175 千円
運 転 管 理 業 務 委 託 事 業	
(企業債)	
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	
1 起債の目的	取水、貯水、浄水、送水施設整備事業
2 限度額	2,718,700千円
3 起債の方法	証書借入又は証券発行
4 利 率	年5%以内
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、

元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
(一時借入金)
第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。
(1) 職員給与費 2,328,199 千円
(2) 交際費 150 千円
(他会計からの補助金)
第10条 臨時財政特別債の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、516,456千円である。
(たな卸資産購入限度額)
第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	106事業所
(2) 当年度総給水量	8,034 千 ³ m
(3) 一日平均給水量	22 千 ³ m
(4) 主要な建設改良事業	74,074 千円
イ 配水施設整備事業	57,771
ロ 導水施設整備事業	16,303

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 工業用水道事業収益	667,181 千円	第1款 工業用水道事業費用	660,388 千円
第1項 営業収益	317,870	第1項 営業費用	648,138
第2項 営業外収益	349,310	第2項 営業外費用	11,749
第3項 特別利益	1	第3項 特別損失	1
		第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額(投資償還金49,896千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額83,399千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,444千円、減債積立金30,359千円及び建設改良積立金49,596千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	105,848 千円
第1項 国庫補助金	43,534
第2項 他会計補助金	12,418
第3項 投資償還金	49,896
支出	
第1款 資本的支出	139,351 千円
第1項 建設改良費	96,573
第2項 企業償還金	42,777
第3項 国庫補助金返還金(債務負担行為)	1

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
導水施設整備事業	平成32年度	14,514 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費
- (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,146千円である。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--